

「清瀬市受動喫煙防止条例の見直しに係るアンケート」調査について

1 調査の目的

清瀬市において「清瀬市受動喫煙防止条例」が令和3年4月1日に施行されている。

この条例は、施行から3年が経過したときに見直しを行うこととされているため、清瀬市議会において、見直しの検討を進めている

本調査は、今後の条例の見直しの参考にするため、受動喫煙についてのご意見をいただき、条例を検証する際の参考にすることを目的とする。

2 調査概要

(1) 調査の実施時期

令和6年11月12日～令和6年11月29日

(2) 調査対象及び回答状況

調査対象：清瀬市民

実施方法：インターネット回答（市議会だより及び市議会HPにて周知）

回答数：70件

表1 年代別・喫煙状況別の回答者数

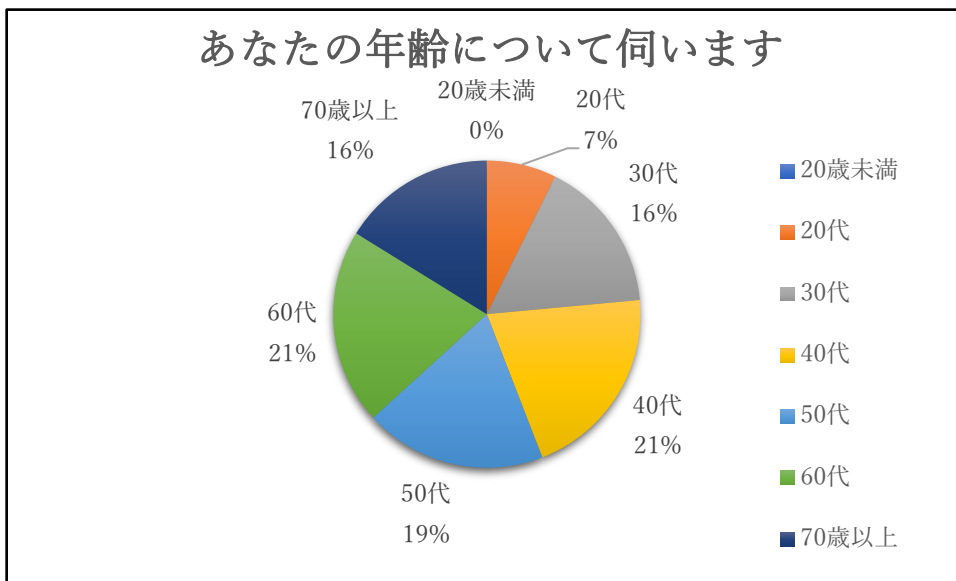
	男性				女性				無回答			
	喫煙	非喫煙	現在は非喫煙	計	喫煙	非喫煙	現在は非喫煙	計	喫煙	非喫煙	現在は非喫煙	計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	0	3	0	3	0	2	0	2	0	0	0	0
30代	3	2	1	6	0	4	1	5	0	0	0	0
40代	5	5	1	11	1	1	1	3	0	0	0	0
50代	3	2	1	6	0	7	0	7	0	0	0	0
60代	1	3	1	5	0	6	1	7	0	1	0	1
70歳以上	0	4	3	7	0	5	0	5	0	0	0	0
合計	12	19	7	38	1	25	3	29	0	1	0	1

※性別の未回答が1件、喫煙状況の未回答が1件あり

3 アンケート結果

(1) あなたの年齢について伺います

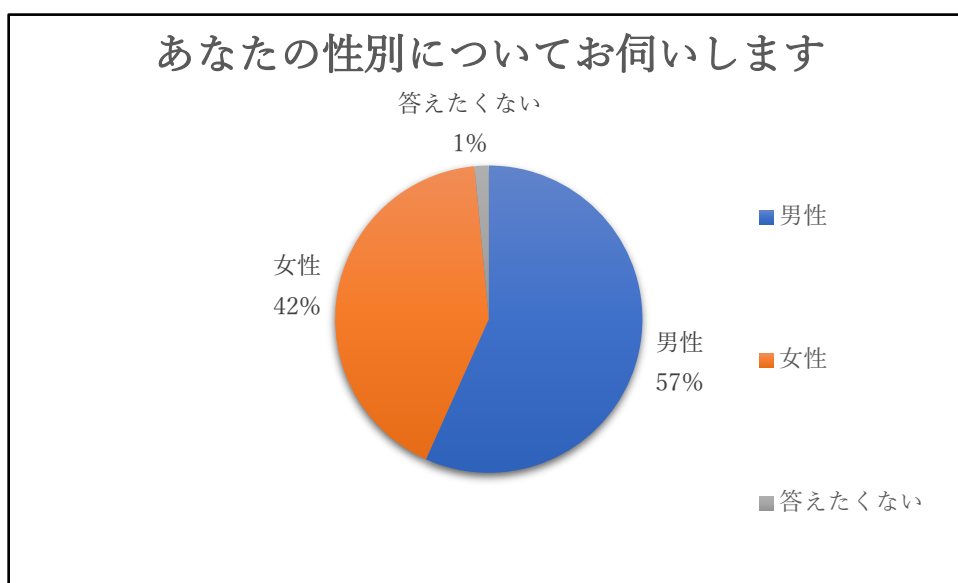
あなたの年齢について伺います	件数
20歳未満	0
20代	5
30代	11
40代	14
50代	14
60代	14
70歳以上	12
合計	70



(2) あなたの性別について伺います

あなたの性別についてお伺いします	件数
男性	39
女性	29
答えたくない	1
合計	69

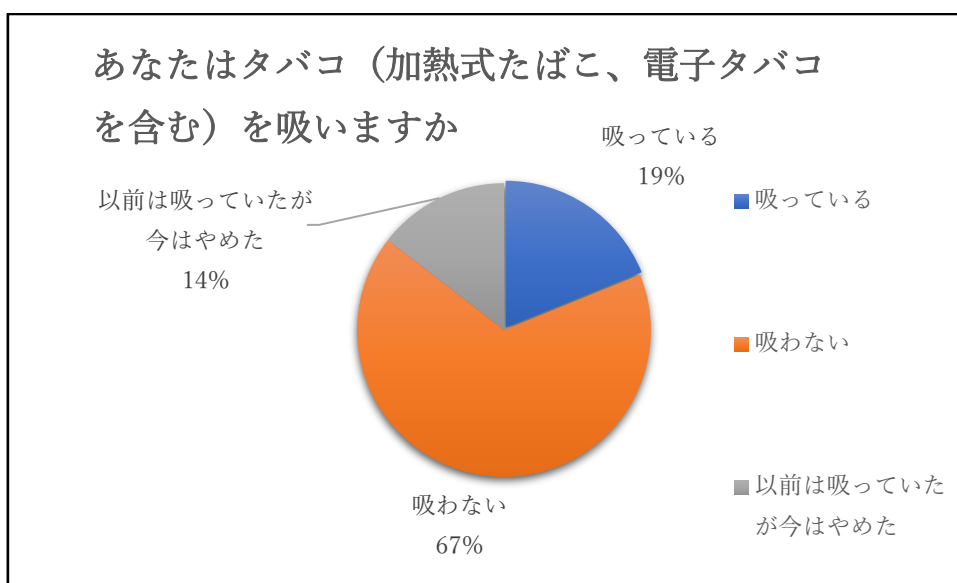
※未回答 1 件あり



(3) あなたのたばこ（加熱式たばこ、電子たばこを含む）を吸いますか

あなたはたばこ（加熱式たばこ、電子たばこを含む）を吸いますか	件数
吸っている	13
吸わない	46
以前は吸っていたが今はやめた	10
合計	69

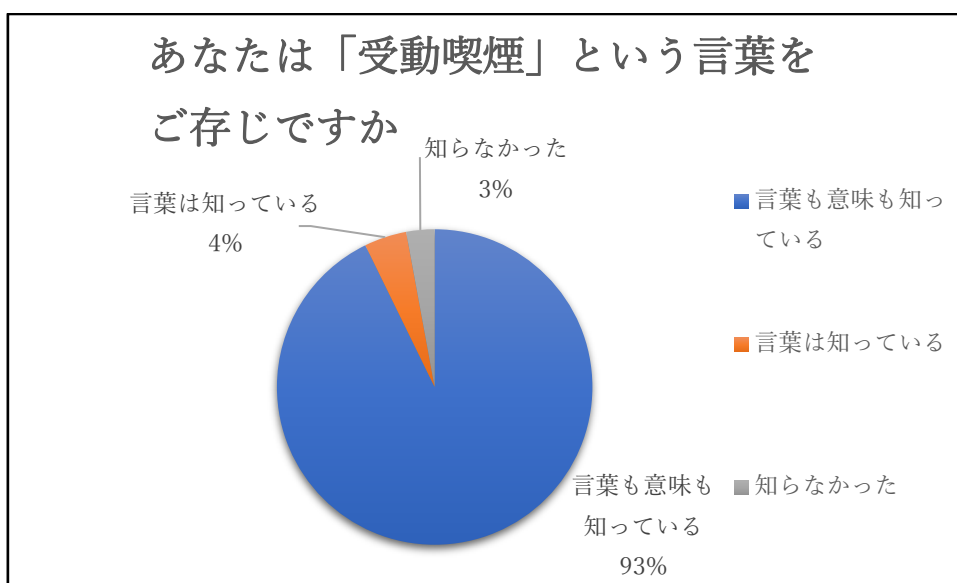
※未回答 1 件あり



(4) あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じですか

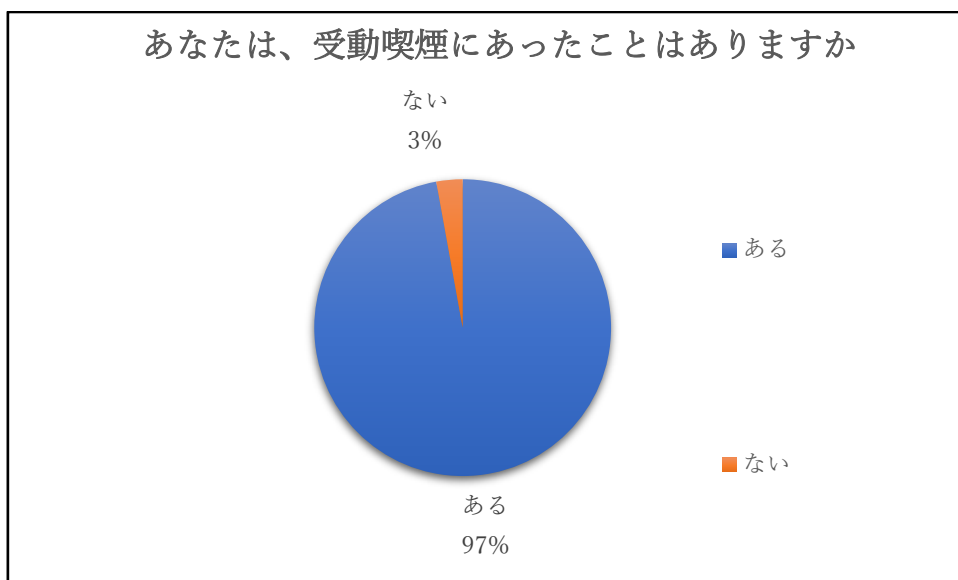
あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じですか	件数
言葉も意味も知っている	64
言葉は知っている	3
知らなかった	2
合計	69

※未回答 1 件あり



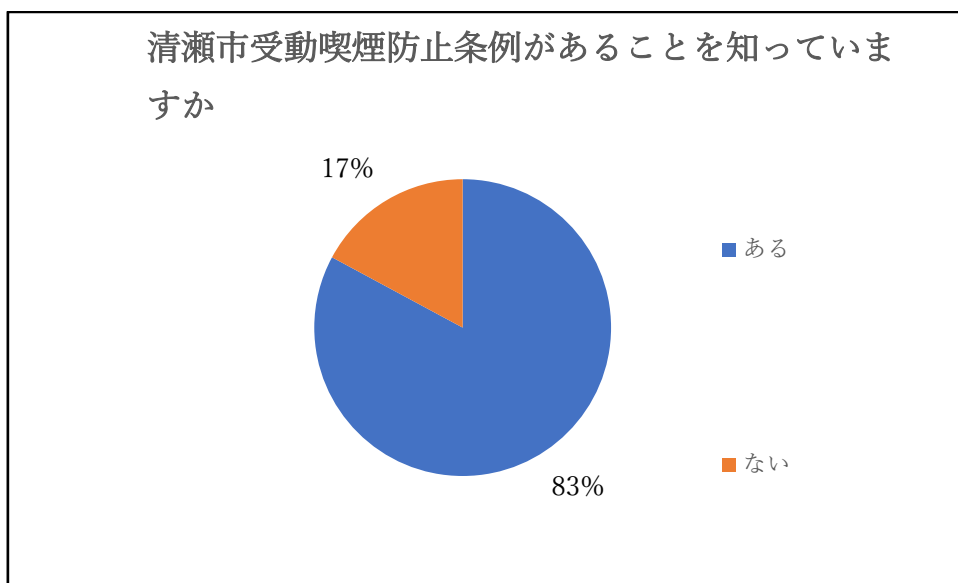
(5)「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは、受動喫煙にあったことはありますか

「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは、受動喫煙にあったことはありますか	件数
ある	68
ない	2
合計	70



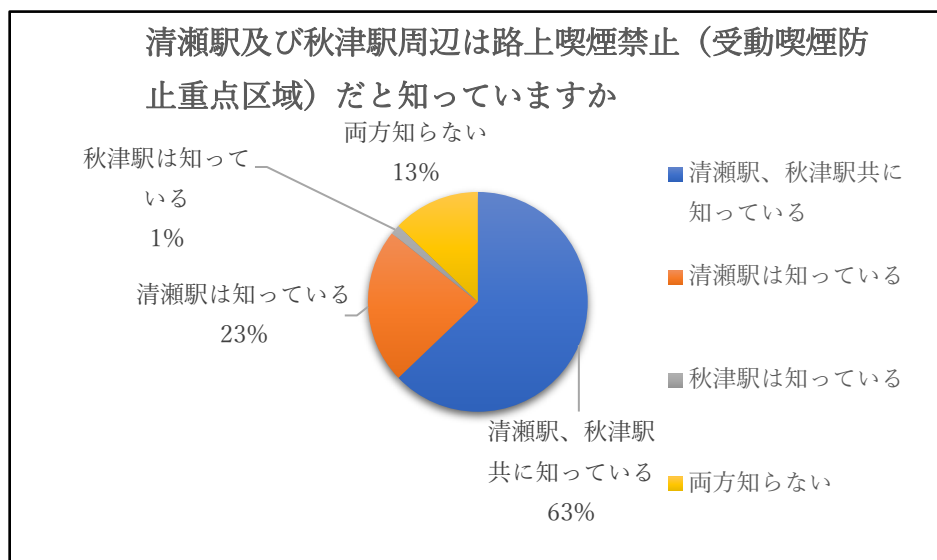
(6) 清瀬市受動喫煙防止条例があることを知っていますか

清瀬市受動喫煙防止条例があることを知っていますか	件数
知っている	58
知らない	12
合計	70



（７）清瀬駅及び秋津駅周辺は路上喫煙禁止（受動喫煙防止重点区域）だと知っていますか

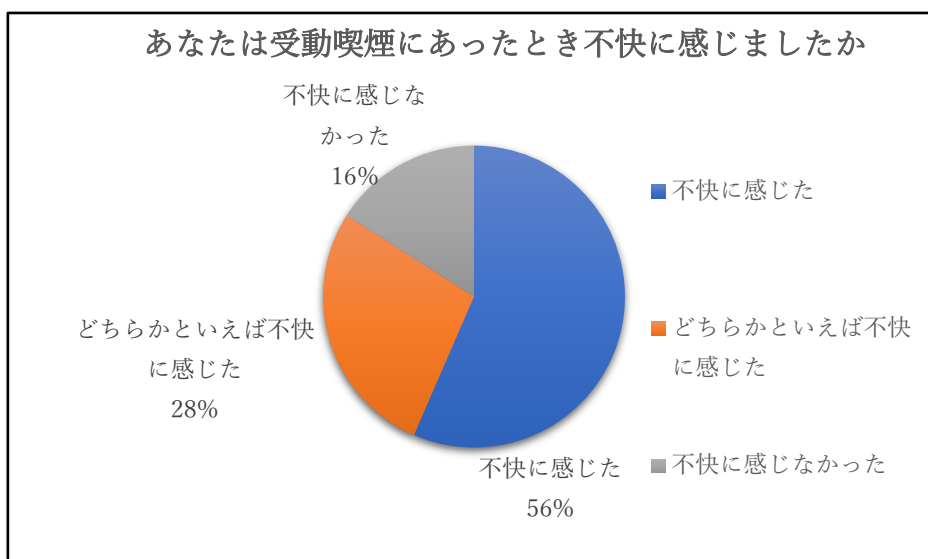
清瀬駅及び秋津駅周辺は路上喫煙禁止（受動喫煙防止重点区域）だと知っていますか	件数
清瀬駅、秋津駅共に知っている	44
清瀬駅は知っている	16
秋津駅は知っている	1
両方知らない	9
合計	70



(8) あなたは受動喫煙にあったとき不快に感じましたか

あなたは受動喫煙にあったとき不快に感じましたか	件数
不快に感じた	39
どちらかといえば不快に感じた	19
不快に感じなかった	11
合計	69

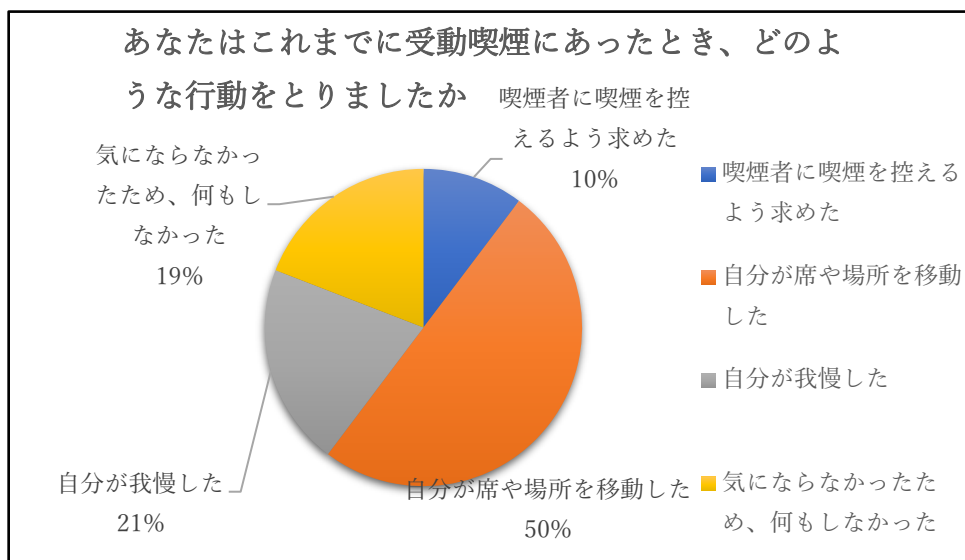
※未回答 1 件あり



(9) あなたはこれまでに受動喫煙にあったとき、どのような行動をとりましたか

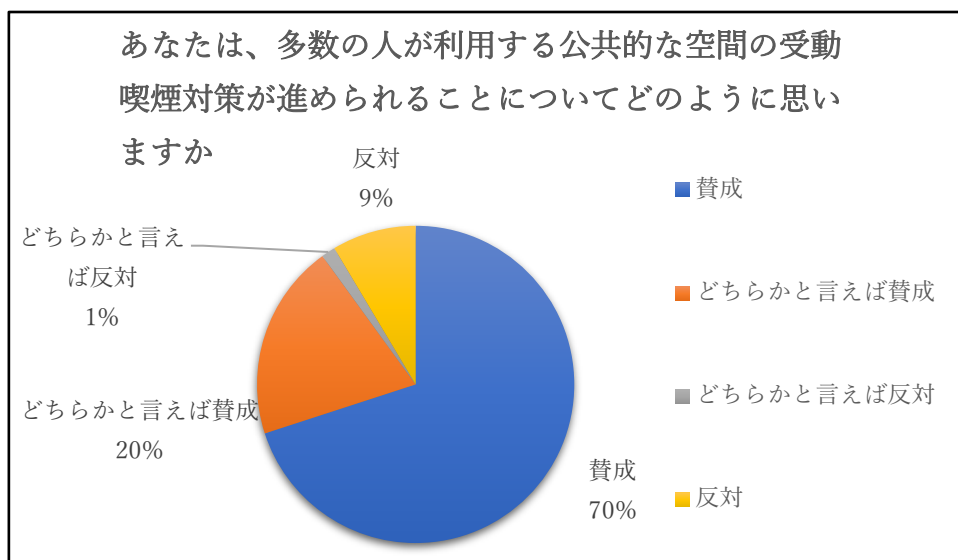
あなたはこれまでに受動喫煙にあったとき、どのような行動をとりましたか	件数
喫煙者に喫煙を控えるよう求めた	7
自分が席や場所を移動した	34
自分が我慢した	14
気にならなかったため、何もしなかった	13
合計	68

※未回答2件あり



(10) あなたは、多数の人が利用する公共的な空間の受動喫煙対策が進められることについてどのように思いますか

あなたは、多数の人が利用する公共的な空間の受動喫煙対策が進められることについてどのように思いますか	件数
賛成	49
どちらかと言えば賛成	14
どちらかと言えば反対	1
反対	6
合計	70



(11) 受動喫煙を防止するために、今後どのようにしたら良いかご意見等がございましたら自由に入力してください

※自由意見については、【喫煙場所・喫煙所について】、【マナー・モラルについて】、【指導・規制について】、【行政への要望について】、【喫煙者側に立った意見について】、【周知・広報について】、【その他】の項目別に分類を行いました。

※自由意見については、原則は原文のままですが、個人情報や固有名詞、個人を特定できる可能性があると思われる自由意見等は削除し、誤字脱字等と思われるものは一部修正しております。

【喫煙場所・喫煙所について】

・喫煙場所を増やす。

・駅北口の喫煙所の撤去。

・喫煙所がないと路上喫煙が増えてしまうため、喫煙所の設置は必須であると思います。ただし、ついたてだけでは副流煙が喫煙所の外に漏れてしまうため、室内型の喫煙所であるべきだと思います。

・年々、喫煙できるスペースがなくなっているからこそ、路上や公園で吸うようになっていくように感じます。

・もっと喫煙所を増やしてほしい。

・駅前、市役所など公共の場所の喫煙所はすべて撤去してほしい。学校の通学路も禁煙にしてほしい、受動喫煙防止重点地区が分かるようにしてほしい。

・受動喫煙を防ぐことは大切だとも思います。歩きタバコも良くないと思います。タバコを吸う人のためにも吸わない人のためにも灰皿、喫煙できるところを充実させてほしい。

・喫煙所の完備を進める。(進めたところで歩きタバコする人は多いと思うので罰則が必要だと思う。)

・喫煙所の確保、官民で喫煙スペースを連携してほしい。

・駅や市役所など、公共施設では、喫煙所を設ける必要もないと感じます。

清瀬駅北口の喫煙所は、あまりに対策ができていません。近くを通るだけで臭いを感じ、不快です。ちゃんと受動喫煙防止ができる喫煙所にできないなら、撤去してほしいくらいです。清瀬駅南口のエレベーター近くで吸っていく人もいます。喫煙所を設けるなら、煙が外に出ない対策をきちんとしてほしいです。

・喫煙室を設ける。

・清瀬市内に清瀬市の喫煙所がいくつかありますが、予算の無駄遣いと思われます。図書館を閉鎖して節約し、喫煙に税金を使う市役所の神経を理解できません。

・棲み分けをするか喫煙を隔離（室内）した場所で喫煙させる。喫煙室をもう少し増やして欲しい。

・人が多いところに喫煙場所を作らなければいけない時には、区などにある喫煙所のように作ってほしい。

・喫煙所をなくしてください。喫煙所の周辺で受動喫煙を受けますから。道路上にたくさん禁煙マークを貼ってください。

・清瀬駅北口の喫煙所の撤去を要求します。高気密の喫煙所を設置すれば良いと考えるのであれば、それには全く反対です。100%補助金を利用したとしても喫煙所は、ランニングコストも膨大なはずで、それを税金で賄うことに反対です。喫煙所から出てきた人の呼気、髪の毛や服についた臭い（サードハンドスモーク）も周囲の人たちへ受動喫煙の害を及ぼします。また喫煙所内部では喫煙者自身が高濃度の副流煙を浴び、いわゆる受動喫煙の被害者なわけです。市民の健康を害し医療費や介護費にさらに税金を充当しなければならない喫煙所が必要でしょうか。なお、喫煙所が不要となった場合の撤去費用にも多額の税金を使わなければならないことを忘れないでください。

・公共の空間から喫煙所を完全に撤去すべきです。ニコチンへの依存が非常に強くチェーンスモーカーと言われるような人でなければ、喫煙を一定時間我慢できる人は多くいます。そこに喫煙所があるから入ってしまうのであって、なければ我慢できるのです。喫煙所は禁煙したいと思う人を誘惑するだけです。喫煙できる環境を少なくすることは、受動喫煙を防止だけでなく喫煙者の喫煙回数を減らし、健康への害を減らすことにもつながります。

【マナー・モラルについて】

・「自分の家族に迷惑をかけないために家の外で吸う」人がいるが、周辺住民に受動喫煙を強いていることを認識してほしい。窓を開けて子どもを寝かしつけた時に、近所から流れて来た煙が部屋に充満していた時は本当にショックでした。煙は流れていくものであることを前提に対策をして欲しいです。

【指導・規制について】

・例えば清瀬駅南口のパチンコ店の前で喫煙している人が多いが、パチンコ店にも協力してもらって注意を促すような取り組みをしてもらってはどうか。

・禁止地域での喫煙を繰り返すような方には過料を課すなどのより強い罰則も検討いただきたいです。

・条例だけではなくならない。実際、清瀬駅の階段下や秋津駅の改札横で煙草を吸っている姿をよく目にします。罰則を設け、取り締まりを実施する必要があると思います。

・タバコの全面禁止、シンガポール並の取り締まりと過料を課す、タバコの販売禁止。

・罰則を厳しくしたら比例して取り締まりも強化すべきかと思います。
歩きながらの喫煙者はたまにしか見掛けませんが、自転車やバイクに乗りながらの喫煙者は割と多く、子供を連れていたりすると安全を優先しなかなか注意出来ないのがありますが、そもそも相手の移動スピードが早く出来ない事が多いかと思います。

・歩きタバコをしている人が多い。路上は全面禁煙にして欲しい。

・歩きタバコ、自転車やシルバーカーに乗りながら喫煙している人がおり、吸い殻を路上に捨てていきます。動きながらも傍で受動喫煙します。喫煙禁止の場所を色分け等明確にして頂きたい。又、喫煙の健康に及ぼす影響を知らせる広告を子どもたちのポスターなどで啓発するなど。

・駅周辺など一部の地域だけを禁煙にすると、禁煙地域周辺での路上喫煙（及びポイ捨て）が増えるので、（近隣の市と調整しながら）清瀬市全体を路上喫煙禁止にしたらいいのでは。また、電子タバコについても同様に禁止したらいいのでは。

・受動喫煙防止重点地区の拡大を望みます。清瀬駅南口の通称アイラ通りと言われる通りは道幅が狭く歩行者が多いにも関わらず受動喫煙防止重点地区になっていません。

【行政への要望について】

・周囲に煙が拡散しない場所に新たに喫煙所を設けるなど、マナーを守り喫煙されたい方と受動喫煙を避けたい方がどちらも快適になるような施策を検討していただきたいです。

・喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備することが大切だと考えます。規制を厳しくするだけでは、かえって路上喫煙が増えてしまうだけです。駅前等の人が集まる場所には喫煙所を設置していただきたい。ただし、単に仕切りを設けるだけでは副流煙が周りに漏れてしまうため、例えばパチンコ店と協定を結び、パチンコ店を利用しない方に対しても屋内喫煙所を提供するといった取り組みはいかがでしょうか。パチンコ店としても地域へ貢献できる取り組みとなるため、相互利益のある取り組みになると思います。

・受動喫煙防止のためには分煙環境の充実とセットと考える。禁煙にされて喫煙所が整備されなければ、隠れて吸う人が増えて路地裏や駐車場、公園などに吸い殻が捨てられることによる住環境の悪化や、火災リスクが高まることが懸念される。嫌煙家も愛煙家も共存できる社会を作ることが、タバコ税を財源にしている自治体の責務ではないか。禁煙にしたから良しとするのは、嫌煙家の権利だけを擁護し、市民の分断を招くことにつながり、無責任の謗りを免れない。

・ please take out all smoking areas in kiyose city.

・喫煙できないようにするのではなく、分煙ができるようにすべき。

・喫煙者は、タバコの煙がどれほど広がっていくかを考えてもらいたい。清瀬駅北口のような、喫煙場所は不必要ではないのか？ わざわざ、塀囲いにして、喫煙者の嗜好・プライバシーのみ守って、外で吸えば、タバコの煙は薄まっていくであろうという、甘えた考えは、あり得ないと思う。思い切って、『清瀬市全域禁煙の街宣言』で、やるべきだ。

・Q10 の設問は誤解を招く可能性がある。あくまで、公共の場にはタバコを吸う場所はあるとはならない。よって公共の場に受動喫煙の対策と称して、現在北口にある様

な囲いを作って、タバコを吸う場所を置くのはもってのほかである。事実、北口にある囲いからは、タバコの匂いが周囲に拡散しており、近くを通る時は通路が狭くなっており正に受動喫煙させられているのが現状である。囲いの中の喫煙者達も互いの煙を吸う受動喫煙当事者となっていることも自覚してほしい。特にタバコを吸うことのない子供たちのために、特に駅周辺の公共の空間はタバコの煙が発生しないエリアとして、日本一綺麗な空気の清瀬市としてアピールしていただきたい。

- ・ Q9 関連で喫煙者に喫煙を控える様求めた経験が何度もあるが、殆どの喫煙者は、「注意してもきかない」「タバコの吸い殻はポイ捨てする」など周りの声を聞かない人が多い。よって殆どの市民はこの様な人に対し見てみぬふりをせざるを得ない状況と考える。清瀬市として、「吸わない人の人権」「綺麗なまち清瀬」を強く守っていただきたい。

- ・ すべての区域において路上喫煙禁止で良いと思います。喫煙場所を公共的に設けるのが難しい状況にあると思うので清瀬市のイメージを禁煙にしていく方向が望ましいと思います。

- ・ 2020 年 9 月の定例議会にて「清瀬市受動喫煙防止対策推進のために、市職員への研修を求める陳情」が採択されたので、庁舎内各部署の職員が、受動喫煙と健康問題への正しい知識を持ち、条例の趣旨やその重要性を実感させる清瀬市幹部職員への研修を望みます。そして、さらに職員へ研修を要請すべきです。

- ・ 未成年で喫煙を開始するとニコチンへの依存性が強くなり、将来肺ガンで死亡するリスクは上がるし、一旦喫煙を開始した者に禁煙を促すのは容易ではない。清瀬市では禁煙外来受診費用の補助制度を設けていますが、対象人数が少なく成功率も低いのが現状です。最も費用対効果が高いのは、子ども達への喫煙防止教育をすることです。第2次清瀬市健康増進計画では「学校との連携によるセーフティー教室」とあり、所管課は健康推進課、教育委員会ですが、連携は十分でしょうか。また「きよせ健康づくり 21」の目標事業評価調書では、2015 年 3 月末時点で、喫煙防止教室は小学校 1 校、中学校 1 校だけでした。清瀬市受動喫煙防止条例の見直しでは、各学校の実態を調査し、学校間の格差をなくすべく、養護教諭の連絡会議などを通して、喫煙防止教育のレベルアップを図っていただきたいと思います。

【喫煙者側に立った意見について】

- ・ 喫煙者の意思も尊重してもらいたい。

・喫煙所を作りタバコを吸わない人と明確に別ける。一方で喫煙者の人格も認めて欲しい。毎年何万人と自殺する人がいるがつらい時アイスコーヒーと一服のタバコで心が落ち着くならと思っています。自殺する人も喫煙者も居場所が無いと思う様な事は悲しいと思います。

・多くの喫煙者がいます。その方々の排除を目指すのではなく、タバコを吸わない人との共存が出来る清瀬市にしてください。その為にも今回のアンケートの集計を基に再度、清瀬市受動喫煙防止条例の見直しに係るアンケートの実施をお願い致します。

【周知・広報について】

・受動喫煙の事をもっと身近に感じる事が出来るように、広報したり学校行事に入れ込んだり条例を作るだけでは片手落ちだと思う。タバコを吸う人やそばにいる人、自らが受動喫煙は大切な人の命を奪うものだと思うような事をしていかなければならないと思いました。

・喫煙防止教育を幼児の頃から実施し喫煙が喫煙者やその周辺の人々の健康被害をもたらしているという現状を理解し、清瀬市全域を禁煙とする。公教育の場で定期的に禁煙教室を実施する。

・駅南口のパチンコ店前などの花壇周辺も吸い殻が多く辟易とする。この辺りに清瀬市は禁煙区域だと分かるようなポスターなどを設置する。または地面に禁煙だと分かるようなカラーリングをする。

・定期的に街頭や催しの会場等で啓蒙活動のようなキャンペーンを開催してみてもどうか。

・受動喫煙防止重点地区の周知が十分ではありません。重点地区を示す、最も効果的なのは路上に貼り付けられた禁煙マークです。

駅前開発が進んでいない清瀬駅南口には、受動喫煙防止を知らせる横断幕や旗が一つもありません。そこに禁煙マークがあれば、かなり受動喫煙の害を減らすことができ、喫煙者に禁煙マークを指さして禁煙地区であることを知らせることもできます。

・児童・生徒が多く通る通学路にも禁煙マークの表示をお願いしたいと思います。

【その他】

- ・タバコ税をあげる。

・吸わない人への配慮は絶対に必要ですが、過剰な喫煙者排除の風潮もあり、度が過ぎると人権の面からも問題だと思います。喫煙所の整備を行い、分煙を進めて、お互いに思いやりのある社会になることを切に願います。

・過度な喫煙所の廃止は政治的パフォーマンスとしては意味があるのかもしれないが、実用には耐えないと考える。過度に喫煙所を廃止したエリアでは、ルール（条例）違反が冗長されているうえ、未成年喫煙も見受けられる（喫煙所がないので、物陰で隠れて吸う大人に紛れ、明らかな未成年者もそこに紛れている）。条例で厳しくすることで法令意識が比較的高い人でも、喫煙所が無いからまあいいか、という気持ちで物陰で喫煙することが多々あるため、これ以上の廃止は避けて欲しい。喫煙所がしっかり設置されることで、喫煙が管理されている方が、子供の受動喫煙対策も立てやすい。

・喫煙者も喫煙していない方と共存できるようにできたら良いと思います。喫煙室や喫煙所についてもある程度必要です。喫煙されない方に迷惑にならない方策も必要だと思います。

- ・喫煙者を減らすことが大事。

- ・10番目の質問が雑です。禁煙マークを増やしてください。

- ・アンケートの回収方法でメール送信はわかりにくい。

・近くにタバコを吸う人がいる時、私の方が立ち去るのは、私が嫌な顔をしたりすると逆ギレされるのが怖いからです。

- ・タバコ税を増やす。吸える所をもっと減らす。

・Q8. あなたは受動喫煙にあったとき不快に感じましたか Q9. あなたはこれまでに受動喫煙にあったとき、どのような行動をとりましたかとありますが、Q5. 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは、受動喫煙にあったことはありますかとあり私は（受動喫煙にあったことが無い）ので不適格な質問事項と思います。

- ・ アンケートの対象は無作為抽出で選ぶべき。
- ・ アンケートは市報に載せ、QR コードが使えない高齢者にも回答しやすくすべき。
- ・ アンケートの回答に非喫煙者が少なく喫煙者が多い場合には、非喫煙者と喫煙者のバランスを考慮した分析が必要。
- ・ 回答がまたがることもあるので、ひとつしか選択できない設定はやめてほしい。
- ・ 2018 年 4 月 1 日施行の「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」、2020 年 4 月 1 日施行の「東京都受動喫煙防止条例」では、家庭内にまで踏み込み、親の責務を明らかにした。清瀬市受動喫煙防止条例も公共施設だけに限定すべきではない。
- ・ 清瀬市受動喫煙防止条例の施行が清瀬市の喫煙率等に影響したかの評価をすべき。
- ・ 全市民を対象とした喫煙率調査が難しければ、清瀬市職員 434 名に対して行うことでもかなり有効な調査ができると思う。
- ・ 電子タバコのほとんどにニコチンが含まれているので、電子タバコも条例の対象にすることは高く評価する。
- ・ 附則に「市長は、施行日から起算して 3 年を経過したときに、この条例の施行について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする」を「3 年に一度の間隔で検討する」という内容に変更すべきである。